

ビジネスサポートながの12

Business support NAGANO

DECEMBER 2012



経営者シリーズ トップかく語りき

株式会社信州新町地場産業開発機構
代表取締役**土田 剛弘氏**

Yoshihiro Tsuchida

株式会社信州新町地場産業開発機構
長野市信州新町水内4619
TEL 026-262-2228 FAX 026-262-3479
創業 昭和63年4月
資本金 1,000万円
業種 道の駅「信州新町」の運営
地場産品の開発・製造・販売
<http://nagano-michinoeki.jp/publics/index/2/>

みんなの努力が実を結び成り立っています。

幹線道路沿いにありドライブの休息タイムに重宝する、道の駅。地域の農産物や特産品を買い求めたり、観光情報を仕入れることができる施設として人気だ。

国道19号線沿いにある道の駅「信州新町」。長野市街地からも近く、新鮮野菜の買い物スポット、左右高原の手打ちそばを味わえるグルメスポットとしても人気が高い。

「スーパーより安くて新鮮がモットー。地元の会員農家が朝採ったばかりの野菜を市場の値段を基本にして販売しています」と、土田剛弘社長(63歳)。長野市内からの積極的な誘客対策が功を奏し、観光客だけでなく、地元客のリピーターが多いのが特徴だ。

昭和63年、長野県下道の駅登録第1号店としてスタート。平成22年長

野市との合併にあたり、株を地元住民に売却し新たなスタートを切った。以来、427人の株主に毎年配当を欠かさない。「安く販売できるよう我々も努力していますが、テナントのそば、おやきのお店にも安く販売していただくようお願いしています。ワンコインで食べられるおいしい手打ちそば、そして東京からも取材に来るほど。みんなの努力が実を結んで成り立っているんです」。

約400軒の農家会員全員と農薬の安全使用などの条件を守る誓約書を交わし、安全・安心な農産物を販売する仕組みもついた。地元産の山菜ときのこの販売にも力を入れ、野生きのこは土田社長が自ら鑑別責任者となり、安心して食べられるものを鑑別している。

「きのこは私の趣味でもあるんで

すけどね(笑)。保健所で研修を受けたり、きのこ採り名人の先輩方について山を歩いて教わったりしています。セシウム検査もを行い、安全・安心な50種類近くの野生きのこを販売。シーズンの今は大忙しです」

店内ではスタッフに混じり、社長自ら農家の対応からレジまで行う。

平成21年社長就任以来、休みもなかなか休めず、大好きなゴルフもめったに行けなくなった。責任の重さを身にしみて感じているからだが、「でも、この仕事を楽しんでいますよ」と笑う。「何でも自分から率先してやることで、社員・スタッフが意欲を燃やしてくれればいい。それがモラルアップにもつながると思っているんです」。

道の駅「信州新町」の活気はここから生まれている。

回覧

CONTENTS

DECEMBER 2012

12

表紙写真

経営者シリーズ

株式会社 信州新町地場産業開発機構 代表取締役

土田 剛弘 氏

事業実施カレンダー

2-3

決算説明会・経営相談室のご案内

ビジネス法律相談所
特許について(5)

4

ビジネス書・今月の売れ筋10冊

税理士の事件簿
税務調査の立ち会い顛末記(番外編⑬)

5

税務署からのお知らせ

最近の労働情報
休職中に有給休暇は取得できるのか?

6

経営者の成長指南 浪 宏友 氏

企業会計NOW
第21回 総合型厚生年金基金の積立不足問題

7

プロの力を借りて100の壁を越える!

Business Information
Tea Room

8

事業レポート

東部部会社会見学

昨年からスタートした東部部会独自事業の社会見学。企業の名前や存在は知っていても、実はその営業内容は詳しく知らないもの。そこで、今回は信濃化学工業(株)様を訪問し、実際の製造過程や社内での取り組みを見ることで会員同士で学びあうこと、また会員相互の情報交換の場という目的で実施された。



部会間交流事業 (東部部会ー信州新町部会)

法人会活性化にはまず基礎となる部会組織の活性化からという考え方のもと、東部部会の呼びかけにより実現した。当月は互いの部会の活動状況や問題点について意見交換が行われた。引き続いての懇親会では信州新町のジンギスカンを堪能し、今後も交流を続けていくことが確認された。



2013 1月の予定**1火****2水****3木** (12月29日㈪～)
事務局年末年始休業**4金****5土****6日****7月****8火****9水****10木****11金****12土****13日****14月****15火****16水****17木** 決算法人説明会(2月決算法人)**18金****19土****20日****21月****22火** 落語講演(三輪部会)**23水** 経営相談室
川中島・七二会・信更・大岡合同経営実務研修会**24木****25金****26土****27日****28月** 定例理事会・賀詞交歓会**29火****30水****31木****決算説明会****1月決算法人対象**

開催日時

12月6日(木)

10:00～11:30

会場

ホクト文化ホール

研修内容

第1部 長野税務署法人担当官

第2部 税理士

(関東信越税理士会長野支部派遣)

その他

この説明会は、毎月開催しています。

今回ご都合がつかない場合は翌月以降の

説明会にご出席願います(資料請求も可)。

駐車場に限りがございます。なるべく公共交通機関でお越しください。

次回開催日時・会場

1月17日(木)

10:00～11:30

ホクト文化ホール**納税表彰** ~当会関係者4名が受賞~

税を考える週間(11/11～11/17)にあわせ、平成24年度の納税表彰が発表され、当会関係者からは計4名が受賞した。受賞者は以下の通り。おめでとうございました。

国税局長表彰

中嶋 君忠 様
(株式会社中嶋製作所／副会長・県連理事)

税務署長表彰

新井 精一 様
(千広建設株式会社／研修副委員長)

税務署長表彰

中澤 善智 様
(株式会社ダイコク／青年部長)

和田 俊明 様
(和田産業株式会社／厚生委員長)

その他同週間行事として、街頭広報も行われた。

**法人会
経営相談室****今月と来月は
1回のみです!!**

詳細は同封のチラシをご覧ください。

開催日時

12月12日(水)

10:00～12:00

会場

長野法人会会議室

長野市七瀬中町276(会議所ビル 3F)

TEL026-227-0011

相談員

弁護士

※労務・税務に関しては相談案件があった場合に各専門家と相談の上、日程調整いたします。

費用

会員＝無料、会員以外＝5,000円

利用方法

事前に申し込みが必要ですので、同封の申込用紙にご記入のうえ事務局までFAX(026-224-2655)にて送信願います。

税理士の事件簿

作成 ■ 関東信越税理士会 長野支部所属 神田 富雄 金井 秀夫 山浦 修 藤澤 義章

税務調査の立ち会い顛末記（番外編⑬）

今年も年末調整の時期がやってきました

師走となり、「年末調整」という重要な事務の時期を迎えておりますが、毎年、調査等で誤りを指摘されるケースもあるようです。

そこで今回は、平成24年分年末調整の中で、税制改正により特に注意すべき事項について、いくつか説明いたします。

1. 生命保険料控除が改組され、次の(1)から(3)までによる各保険料控除の合計適用限度額が12万円とされました。

(1) 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る控除について

生命保険料控除には、従来、①「一般の生命保険料控除」と②「個人年金保険料控除」とあります。(①及び②の適用限度額は各5万円で、合計適用限度額が10万円です)

今回、税制改正により、平成24年1月1日以後に生命保険会社や損害保険会社等と締結した保険契約等(以下「新契約」という)のうち、介護(費用)保障や医療(費用)保障を内容とする契約部分に基づき支払った保険料等について、新たに③「介護医療保険料控除」が設けられました。(適用限度額は4万円です)

さらに、新契約に係る①「一般の生命保険料控除」と②「個人年金保険料控除」の適用限度額を改定し、それぞれ4万円としました。

この結果、新契約については、主契約又は特約それぞれの保険内容に応じ、その保険契約等に係る支払保険料等を、上記①～③の各保険料控除に適用することとされました。(①～③の適用限度額は各4万円で、合計適用限度額が12万円です)

表1：新契約に係る各保険料控除の控除額の計算は次の表のとおりとされました。

支払った保険料等の金額	控除額
20,000円以下	支払った保険料等の全額
20,001円から40,000円まで	(支払った保険料等の金額の合計額) ×1/2+10,000円
40,001円から80,000円まで	(支払った保険料等の金額の合計額) ×1/4+20,000円
80,001円以上	一律に40,000円

(2) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る控除について

平成23年12月31日以前に生命保険会社や損害保険会社等と締結した保険契約等(以下「旧契約」という)については、従前の①「一般の生命保険料控除」と②「個人年金保険料控除」が適用されます。(それぞれの適用限度額は各5万円で、合計適用限度額が10万円です)

表2：旧契約に係る各保険料控除の控除額の計算は次の表のとおりとなります。

支払った保険料等の金額	控除額
25,000円以下	支払った保険料等の全額
25,001円から50,000円まで	(支払った保険料等の金額の合計額) ×1/2+12,500円
50,001円から100,000円まで	(支払った保険料等の金額の合計額) ×1/4+25,000円
100,001円以上	一律に50,000円

(3) ①又は②の保険料控除の適用を受ける場合において、新契約と旧契約の両方を使う場合の控除額の計算について

新契約と旧契約の両方の支払額を使い、①「一般の生命保険料控除」の適用を受ける、又は②「個人年金保険料控除」の適用を受ける場合には、それぞれ次に掲げる金額の合計額(イ+ロ)とされました。(それぞれの適用限度額は各4万円です)

イ 新契約に基づいて支払った保険料等につき、左記表1により計算した金額
ロ 旧契約に基づいて支払った保険料等につき、左記表2により計算した金額

2. 自動車などの交通用具を使用して通勤する人が受ける通勤手当の非課税限度額が変わりました。(H24.1.1 以後に受けるべき通勤手当から適用)

自動車などの交通用具を使用して通勤する人が受ける通勤手当については、「運賃相当額」(注1参照)が「距離比例額」(注2参照)を超える場合に、「運賃相当額」までが非課税とされる措置が廃止されました。

この結果、通勤手当の金額が「距離比例額」を超える場合には、その超える金額については、給与所得の収入金額となり課税の対象となりました。

(注) 1 「運賃相当額」とは、交通用具を使用して通勤する人が、鉄道などの交通機関を利用して通勤したと仮定した場合、最も経済的かつ合理的な通勤方法による運賃等に相当する金額をいいます。

2 「距離比例額」とは、交通用具を使用して通勤する人の、通勤の距離に応じて定められる一ヶ月あたりの一定金額をいいます。

(詳細は、「ビジネスサポートながの」H24.1月号を参照してください)

3. 「納期の特例」の承認を受けている源泉徴収義務者について、7月～12月までの間に支払った給与等及び退職手当等から徴収した源泉所得税の納期限が、翌年1月20日とされました。

これに伴い、「納期の特例」適用者に係る「納期限の特例」の制度は廃止されました。

表3：「納期の特例」の承認をうけている源泉徴収義務者の納期限は、次の表の「改正後」欄のとおりとなります。

源泉所得税の区分	納期限	
	改正前	改正後
1月から6月までの間に支払った給与等及び退職手当等から徴収した源泉所得税	7月10日	7月10日
7月から12月までの間に支払った給与等及び退職手当等から徴収した源泉所得税	翌年1月10日	翌年1月20日
「納期限の特例」の届出書を提出している者で一定の要件を満たす場合	翌年1月20日	廃止

(注) 「納期限の特例」の承認を受けていない源泉徴収義務者の納期限については、改正されておりませんので、その源泉徴収義務者が12月に支払った給与等及び退職手当等から徴収した源泉所得税の納期限は、従来どおり翌年1月10日となりますので、ご注意ください。

なお、この改正は、平成24年7月1日以後に支払うべき給与等及び退職手当等から適用されています。

詳しくは、ぜひ、国税庁発行の冊子、「平成24年分 年末調整のしかた」をよく確認しながら、年末調整事務を進めていただくことをお勧めします。

さらに、ご質問等があれば、関与税理士及び最寄りの税務署にお尋ねください。

*** 所得税・贈与税の確定申告は、e-Taxをご利用ください ***

e-Taxのメリット（所得税の申告）

◆ 国税庁ホームページから電子申告

自宅から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、e-Taxで送信できます。

◆ 最高3,000円の税額控除

平成24年分の所得税の確定申告をご本人の電子署名及び電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高3,000円の控除が受けられます(平成23年分以前に同控除の適用を受けている方を除きます)

◆添付書類を提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます(法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります)。

◆ 還付がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています。

◆ 24時間いつでも利用可能

所得税の確定申告期間中は、24時間利用可能です(メンテナンス時間を除く)。

贈与税の申告もe-Tax

平成24年分の申告から、「確定申告書等作成コーナー」を利用して、e-Taxで送信できるようになりました。

ご利用いただく前に

電子証明書の取得(手数料が必要です)やICカードリーダライタの購入が必要です。

税務署からのお知らせ

最近の労働情報

社会保険労務士
産業カウンセラー
セクハラ・パワーハラ
防止コンサルタント
傳田 清一
(デンダ キヨカズ)



傳田清一社会保険労務士事務所
〒380-0803 長野市三輪6-23-16
TEL 026-213-6338
FAX 026-233-2330
E-MAIL k-denda@sky.plala.or.jp
URL http://www.denda-sr.jp/

今回は「休職中有給休暇は取得できるのか?」を解説します。

メンタルヘルスの問題から休職となる人も多い時代であり、休職に関するご質問を色々なお客様から頂きます。

この休職についてですが、会社が頭を抱える問題が有給休暇との関係です。

○社員に休職を命令したら、有給休暇の申請が出てきた
○社員に「休職の前に有給休暇を消化させてほしい」と言われたなどの状況で「どうすればいいのか分からぬ」とのご相談をお受けします。

これを判断するポイントは社員の状況により異なります。

たとえば、持病やケガで長期療養が必要な場合(まだ休職ではない)は、社員の申し出により有給休暇の取得が可能となります。

しかし、休職が発令された後は社員が申し出ても有給休暇の取得は不可となります。

なぜ、後者は有給休暇を取得できないのでしょうか。

労働局の通達では以下となっています。

○休職命令により、労働の義務が免除となる

○休職者が有給休暇を請求しても、そもそも労働義務がないので有給休暇を請求できない

つまり、働く義務がないので、有給休暇は取得できないということです。

ここで多くの会社が間違えるケースがあります。それは「有給休暇が残っているので、まずはこれを消化させよう」ということです。

これは既に休職中の社員に対して「少しでも給料をあげよう」という温情的な考え方でしょう。

しかし、法的には休職の状態で働けない人には有給休暇を取得する権利が無いのです。

また、休職した社員が復帰した場合、復帰後に有給休暇を消化したいこともあるかもしれません。だから、無理に有給休暇を消化する必要はないのです。また、傷病で休職となる場合、会社は給料を支払う必要はありませんが無報酬となるわけではありません。

なぜならば、金銭的な援助が健康保険からされるからです。そ

れは、傷病手当金といって給与の約6割ぐらいの金額であり、期間は最長で初診日から1年6ヶ月までとなっています。

ちなみに、この期間に会社が休職手当として、休職している社員に支払ったら、この傷病手当金が減額されてしまうのです。だから、休職となった社員に給料を支払うと不利なこともあります。

このときに注意する事が1つあります。それは、本人負担分の社会保険料の徴収です。休職中の社員には給料を支払っていないので、本人負担分の社会保険料を差し引くことはできません。

こういうケースの場合、「復帰後に最初の給料でまとめて相殺します」とお話されるお客様も時々いらっしゃいます。

しかし、休職の期間が長いと相殺する保険料の額も大きくなり、相殺しきれないケースもあります。

さらに、復帰後すぐに退職となつた場合、回収不能になる場合もあります。

以上のことも考えて、休職中の社会保険料は、その都度、振り込んでもらうことをお薦めします。

この部分は就業規則等に先に明記して対応しましょう。参考条文は以下となっております。

休職中の社員負担分の社会保険料は、各月に会社が立て替え納付した分を社員は、毎月〇日までに会社の指定した口座へ支払うものとする。

このように記載して、誤解が生じないようにしておきましょう。

今回の内容をまとめると

○休職に相当する社員がいたら、休職を命令する

○休職中の給与等の支払いはストップする

○健康保険の傷病手当金の支給申請を行う

○休職中の社会保険料はその都度の振込み(就業規則の記載チェック)ということです。

どの項目も重要なので、漏れのないようにしましょう。なお、休職中であっても、社会保険料の会社負担分は発生しますので併せてご確認ください。

敗したのだなあと思います。

メンバーシップとは、この社長を信頼し、この社長のもとで働きたいと思う気持ちや、この会社が好きだ、ここから離れてたくないというような気持ちです。メンバーシップが育ちますと、仕事が辛くても辞めようとしないかもしれません。他の会社から引き抜きにきても動こうとはしません。この会社で、この社長のもとで働いていることが、幸せのもとになっているからです。

メンバーシップは社長と社員の人間的な触れ合いから生まれます。この社長のもとで仕事をすることに幸せを感じたとき、また社長の仕事に対する情熱に巻き込まれたときに生まれるのであります。

メンバーシップの育成は、人材育成のかなめのひとつであろうと私は思っています。

成長指南

メンバーシップを育てたい



人材育成コンサルタント

浪 宏友事務所

代表 浪 宏友

ある職人さんが会社を立ち上げ、仕事を仕込むうと思って若者を雇いました。三年もたって仕事を覚え、そろそろ仕事を任せようかと思っている矢先に、若者は黙って出社しなくなりました。

仕方がないので別の若者を雇って仕込みました。ところが、この若者もそろそろ一人前という頃に出社しなくなりました。三人目の若者も仕事を覚えた頃に音沙汰なしになってしまったのです。

これには訳がありました。社長は社員の腕を上げようと、熱心に指導したのです。しかし、出来の良いときは当たり前だと突き放し、出来の悪いときは怒鳴り散らす、それも人格否定の言葉を叩きつけるというありさまだったのです。若者たちはそれが我慢できずに、仕事を覚えたところではほかの会社に行ってしまったのです。

この社長は、社員たちに仕事を教えることはできたけれど、メンバーシップを育てるには失

〒380-0935 長野市中御所5-13-21-106 TEL&FAX 026-224-2638 E-mail nakagoshof8.dion.ne.jp

企業会計

NOW

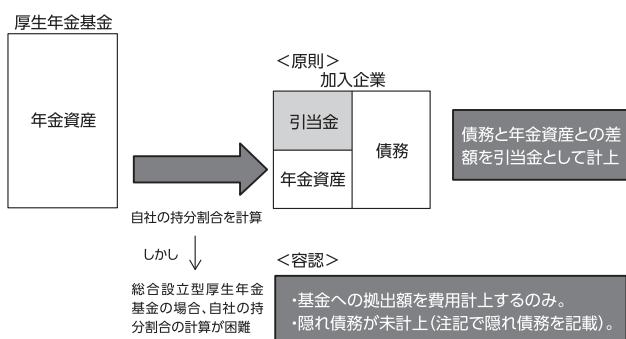
あがたグローバル税理士法人 公認会計士 野村昌弘

第21回 総合型厚生年金基金の積立不足問題

本年4月号で投資顧問会社による年金消失問題を取り上げました。しかし、その後も厚生年金基金の積立不足問題は広がりを見せています。そこで今回は総合設立型厚生年金基金の積立不足問題を取り上げます。

厚生年金基金制度は、昭和41年の厚生年金保険法の改正によって創設され、企業等が国の厚生年金の一部を代行するとともに、企業独自の退職金制度を上乗せすることによって、より手厚い退職給付を行うことを目的とする制度です。そのうち、同業種の会社が共同で基金を設立して運営する場合を総合設立型厚生年金基金といいます。

総合設立型厚生年金基金には会計面から見ると、基金へ拠出した額を費用処理するだけで積立不足が会計上表れないという大きな問題があります。



上図のように、原則は厚生年金基金の年金資産のうち自社の負担に属する年金資産を計算して、債務と年金資産との差額を引当金とし

て計上します。しかし、総合設立型厚生年金基金の場合、負担割合等の定めがないために加入企業ごとの年金資産の額を計算することが難しいため、基金への拠出額を費用計上するだけで、隠れ債務は決算書に出てきません。なお、会計基準では隠れ債務の負担見込額について、一定の情報を注記することとされています。

制度上問題があったことは否めませんが、企業側は要拠出額を費用処理することで終わってしまい、自社にとって年金資産の含み損による追加負担が今どれだけあるかを認識してこなかったということが実態かと思います。運用をまかせっきりにするのではなく、定期的に運用成績をチェックすることが必要であると考えます。

なお、11月3日の日本経済新聞によれば、厚生労働省が、①財政難に陥っている厚生年金基金を5年以内に集中的に解散させたうえで、10年かけて厚生年金基金制度を廃止すること、②厚生年金基金の加入企業には公的年金部分の積立不足を自助努力で解消するよう求めるものの、それでも不足額が生じた場合、厚生年金保険料で穴埋めし、自主的な解散を促すとする改革案を公表し、今後審議会で成案を年末までにまとめ2013年の通常国会に関連法案の提出を目指すことです。しかし、本来自己責任が原則の企業年金制度の運用損失に公的な厚生年金保険料を利用する点で今後議論を呼ぶのは確実です。今後の動向を見据えた上で企業は最善の方法を模索していく必要があります。

※本文は平成24年11月3日現在の情報に基づいて掲載しています。

プロの力を借りて100の壁を越える! SEASON 2

■指導協力 東 直樹 プロ(長野カントリークラブ所属)

● 第9回 オフシーズンも伸びるチャンス!

皆様、こんにちは。長野法人会事務局の伊藤です。

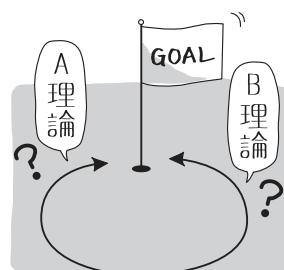
先月号で、上達を感じているなどと生意気申しまして申し訳ありません。100を切る気配が全くありません。先日、2つコンペがあつたのですが結果は112と105…一朝一夕には上達しませんね(泣)。1回はグローブ絞れるほどのひどい雨でしたので、「フェース面がぬれたお陰で球がつかまらなくて」とか言ってみたいものですがそんなことがわかるほどの技術もなく…プロのお話では雨より、風の方がやっかいだとも仰っていました。また、冬は気温が低いため飛距離は短くなりますが、その代わり芝も乾燥しているので逆にランが出るそうです。グリーンも芝が水分不足から固くなり寝るためトップシーズンより速くなる傾向だとか。

話が逸れましたが、今回はこれからオフシーズンを迎える、その期間にすることについてプロにお話を伺って参りました。

冬場のオフシーズン、私たち長野の人たちは必然的にコースへ出る回数が減ります。そこで練習場へ行ったり、ゴルフ雑誌やゴルフ番組等で新たな知識を学ぶ機会が多くなります。これはとてもいいことです。がしかし、様々な知識や理論に多く接することで、情報過多になり自分の本来のスイングを見失ってしまう危険性もあるのです。例えば、Aという理論とBという理論があります。極端な話、目

指すゴールは同じでもゴールまでのアプローチが正反対なこともあります。両方のいいとこ取りをしたつもりが、かえって混乱することになることもあるので、自分に合っているかどうか、言い回しなどすんなり入ってくるかなどを判断しながら取り入れることを勧めてくださいました。東プロ曰く「これはレッスンプロに関しても当てはまりますね。お互い人間ですから、相性や教え方など、いろいろ検討してみてください」とのことでした。

私にとっては東プロの指導はわかりやすく合ってると思います。早く成果を出さなければ…。



※スイングの疑問・悩み、トラブルのリカバリー方法など実際に東プロのワンポイントアドバイスをご希望の方は長野法人会事務局(TEL227-0011)までお問い合わせ願います。

情報アンテナ

ビジネスインフォメーション Business Information

このコーナーは管内企業の「売りたい」「こんな技術を探しています」といった情報発信のページです(毎月3社ずつ紹介・無料)。また、長野法人会ホームページにも随時掲載してまいります。

LPガスでエコライフ!



LPガス・石油・薪炭 修理販売 須坂市水道工事指定店

(有)黒岩燃料店

上高井郡高山村高井4659-5
TEL026-246-2338 FAX026-246-3801



お店の接客マナー グレードアップしませんか?

私たちがお手伝いいたします!



高沢 貴子 ●元国際線客室乗務員
JHMA認定ホスピタリティコーディネーター
マナー・プロトコールインストラクター



峯岸 悅子 ●元ラジオ・パーソナリティー
JHMA認定ホスピタリティコーディネーター
サービス接遇インストラクター

「ホスピタリティ」力・アップセミナー

従業員一人一人のホスピタリティ意識の向上が、接客力・仕事のモチベーションアップにつながります! ※資格取得もできます。

県下初! マナー・プロトコール(国際マナー)セミナー

海外からのお客様を迎えるにあたって、「国際儀礼」を学びましょう!
※日本マナー・プロトコール協会の検定を受験することもできます。

「マナー」「ホスピタリティ」の資格取得で、効率の良い社員教育を!

その他、「社員研修」「自社教育プログラムの作成」等、何でもお気軽にご相談ください!
(研修内容・費用等、ご相談に応じます)

企業組合
C&C
ハーモニックス

communication
& color
ハーモニックス
Harmonics

〒381-0037 長野市西和田1-1-11 TEL026-259-4107 FAX026-259-4108
E-mail : 2c-harmo@zpost.plala.or.jp URL http://www.harmonics.or.jp

藏の町 信州・須坂 老舗の味、 つたや本店のおやき

つたや本店自慢の季節のおやき。ご贈答用にも喜ばれています。



御菓子処 つたや本店

須坂市劇場通り 本店
TEL026-245-0541
FAX026-248-6318

Tea Room

「日本で最も美しい村」連合に加盟している高山村は、春は五大桜が見事に咲き誇り、夏は滝と滴したたる緑が満ちあふれ、秋には松川渓谷の紅葉がまた格別です。冬はゲレンデを彩る白銀と雪景色。四季を通して秘湯つづきの郷で湯楽三昧。そして農山村の原風景や文化を守る活動が始まっています。

小さくても輝きのある農山村が誇りを持って自立し、将来にわたって、美しい地域であり続けるために。

寒い冬が過ぎるとやがて新しい年を迎え、

野山に新緑が芽生える頃には、「経済上向き」の声が聞こえることを願いたい。

勝山 哲

